

神山町農業委員会

議 事 録

平成28年11月30日開催

神山町農業委員会議事録

平成28年11月30日神山町農業委員会を
神山町役場すだち（201）において開催

・出席委員は次のとおり（18人）

1番 佐々木 善兼	2番 田中 久博	3番 竹本 公三
4番 上杉 茂市	5番 相原 利章	6番 中西 隆子
7番 新居 榮二	8番 森 昌槻	9番 森本 孝夫
10番 阿部 銀一郎	11番 原田 正信	12番 河野 博行
13番 森 三千子	14番 渡邊 弘幸	15番 岡本 幸子
16番 上田 一夫	17番 田中 一重	18番 粟飯原充志

・本会議に出席した職員は次のとおり

事務局長 相原 英夫 次長 滝上 博文 業務員 藤井 康弘

1. 開会

局長

「それでは少し早いのですが、農業委員会を開会していただきたいと思います。本日は、全員の方に出席をいただいておりますので総会が成り立っておりますことをご報告いたします。また、本日は後藤町長、大野副町長ともに公務のため、欠席との連絡がありましたのでご報告させていただきます。それでは、粟飯原会長よりご挨拶を申し上げます。」

（粟飯原会長挨拶）

局長

「ありがとうございました。これからは神山町農業委員会会議規則第5条により、粟飯原会長に議長を務めて頂き、以降の議事進行をお願いいたします。」

2. 開会宣言

会長

「それではただいまから、神山町農業委員会を開会いたします。」

（午後1時25分）

3. 議事日程報告

議長

「それでは本日の議事日程を報告いたします。本日の会議の議事日程はお配りしてある議事日程表のとおりでございます。」

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3 議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第4 議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
日程第5 議案第26号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について
日程第6 その他について

議長

「それでは只今より議事に入らせていただきます。」

4. 議事録署名者指名

議長

「神山町農業委員会会議規則第18条により議事録署名者を指名いたします。16番上田委員さん、17番田中一重委員さんをお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の滝上次長を指名いたします。」

5. 議案第23号について

議長

「議案第23号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局長に議案の朗読をお願いいたします。」

局長

（議案朗読）

議長

「それでは、事務局より受付番号5番について説明をお願いいたします。」

局長

「それでは、説明をいたします。本件は貸人●●●●さん、借人●●●●さんで、農地の一部を太陽光発電施設に転用するものです。議案書の4ページ・5ページをご覧ください。申請地の謄本を添付しております。所有者等特に問題はありません。6ページには位置図、7ページに公図を添付しています。申請地は●●字●●●で、国道●●●号の北●●●橋から町道●●●線を西へ約●●●mのところの位置しています。8ページ・9ページに現況写真を添付しております。申請地は現在は畑として管理されています。10ページに事業計画書を添付しております。1の申請地の所在等については先に説明したとおりです。2の申請地を選んだ理由は、将来のことを考え、太陽光発電設備を設置した場合、他の所有地よりも日照時間が長く、収益率が高いことや、環境のため、また、再生可能エネルギーが今後必要不可欠になるであろうと思いこの計画に至っています。3の転用計画の概要についてですが、

を添付していますが、実際に土地の賃借権を設定するのは、●●●●●●ですので、●●●と●●●●●●との間で覚書を締結しております。80ページから87ページは●●●●●●の定款と現在事項全部証明書です。88ページは農業振興地域除外に伴う隣接地の同意書の写しです。受付番号7番の説明は以上です。

議長

「ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、担当委員の2番田中久博委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

田中(久)委員

「11月の24日ですか、滝上さんとそれから向こうの●●●●●●の●●●さんの立会で現地を見てきました。今の●●●●●●の●●●っていうんですか、それが改良をしようですが、裏が駐車場がやっぱり狭いってということで、一段下がったところの、今の説明の畑を埋め立てて、駐車場ということですが、周辺地は農地と片面が町道とになるんですが、別段にしよるとか、排水も自然排水で問題はないと思いますんで、よろしくをお願いします。」

議長

「ありがとうございました。ただいま議案第23号受付番号5番、6番、7番について説明、意見をいただきました。番号5番は新居委員が貸人となっております。また、番号6番は森本委員さん、上田委員さんが農協の理事となっております。農業委員会等に関する法律第24条の規程に基づき、議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで新居委員さん、森本委員さん、上田委員さんには退席をお願いいたします。」

(新居委員・森本委員・上田委員退席)

議長

「議案第23号について、ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長

「質疑ありませんので、議案第23号については原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長

「異議がないので、議案第23号農地法第5条の規定による許可申請については原案のとおり許可相当とし、県知事に意見書を送付いたします。」

(新居委員・森本委員・上田委員着席)

6. 議案第24号について

議長

「議案第24号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。それでは、事務局長に議案の朗読、説明を

積計画農地中間管理事業の決定についてを議題とします。それでは、事務局長に議案の朗読、説明をお願いいたします。」

局長

「それでは説明させていただきます。議案書92ページをご覧ください。」

(議案朗読)

局長

「議案書93ページをご覧ください。」

(内容について朗読)

議長

「ただいま議案第25号について事務局に説明いただきました。議案第25号について、ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長

「質疑がないようでありますので、議案第25号については、原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長

「異議がないので議案第25号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画農地中間管理事業は原案どおり決定し、町長に答申することに決しました。」

8. 議案第26号について

議長

「次に議案第26号農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定についてを議題とします。それでは事務局に議案の朗読、説明をお願いいたします。」

局長

「それでは説明させていただきます。議案書の94ページをご覧ください。」

(議案朗読)

局長

「それでは、農地法に基づく別段面積の設定について説明をさせていただきます。前回の農業委員会終了後に協議をさせていただきましたとおり、農地所有者アンケートの結果や地域の農業従事者の高齢化、担い手の兼業化等により遊休化が深刻な状況になってきたことから、遊休農地の発生を防止するために新規就農者や小規模

農家への農地の権利移動を促進し、農地の有効利用を進めるために、別段面積を従来の30アールから10アールに変更するものです。以上でございます。

議長

「ただいま議案第26号について事務局に説明いただきました。議案第26号について、ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長

「質疑ありませんので、議案第26号について、別段面積を10アールに変更することで異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長

「異議がないので、議案第26号農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定については、別段面積10アールで決定致しました。」

議長

「以上をもちまして、本日の議題を全部終了いたしましたので閉会いたします。」

(閉会時刻 午後2時00分)

この議事録は、事務局長をして調整せしめたもので、会議の内容に相違なきことを証するため署名する。

神山町農業委員会

会 長

16番委員

17番委員